

# 米軍人・軍属との交通事故などで 損害を受けられた方へ

北海道防衛局では、合衆国軍隊及び構成員（軍人・軍属）等の行為による事件・事故で損害を受けられた方々への補償業務を行っております。

つきましては、これら損害を受けた場合は、最寄りの警察署へ通報すると共に、次の連絡先まで通報して下さい。損害賠償手続きについて、詳しくご説明致します。

ただし、米軍人・軍属の行為が公務外の場合は、まず当事者同士の示談解決となりますので、交通事故の場合は加害者である米軍人・軍属が加入している任意自動車保険の保険番号を確認の上、保険会社に連絡問い合わせ下さい。

なお、保険等で示談が成立しない場合及び公務上、外の区別が不明の場合等、何ごとによらず当局へ問い合わせ下さい。

北海道防衛局 管理部 業務課 業務係

〒060-0042

住所： 札幌市中央区大通西12丁目  
札幌第三合同庁舎2階

電話番号： 011-272-7564

帯広防衛支局 総務課 総務係

〒080-0016

住所： 帯広市西6条南7丁目3番地  
帯広地方合同庁舎2階

電話番号： 0155-22-1181

千歳防衛事務所 業務係

〒066-0042

住所： 千歳市東雲町3丁目2番1号

電話番号： 0123-23-3145

- 注意等： 1 損害賠償請求ができる期間は、損害の発生した時から、公務上については3年以内、公務外については2年以内ですので、ご注意ください。
- 2 補償業務は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国の地位に関する協定第18条」に基づき行っております。